

品質表示基準の見直しについて

「うなぎ加工品」



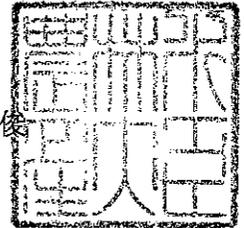
19消安第10645号

平成20年1月11日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 若林 正俊



加工食品品質表示基準等の一部改正について（諮問）

下記の農林水産大臣の定める基準の改正を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13第5項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- ・ 加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）
- ・ 生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）
- ・ 削りぶし品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1659号）
- ・ 農産物漬物品質表示基準（平成12年12月28日農林水産省告示第1747号）
- うなぎ加工品品質表示基準（平成13年4月25日農林水産省告示第589号）
- ・ 野菜冷凍食品品質表示基準（平成14年8月19日農林水産省告示第1358号）

うなぎ加工品品質表示基準の改正について（案）

平成20年1月16日

農 林 水 産 省

1 趣旨

食品の業者間取引の表示のあり方検討会のとりまとめを踏まえ業者間取引についても表示義務の対象とするため、「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成17年8月農林物資規格調査会決定）に基づき、うなぎ加工品品質表示基準（平成13年4月25日農林水産省告示第589号）について、所要の見直しを行う。

2 内容

うなぎ加工品に原料原産地名の表示が義務付けられていることから、うなぎ加工品となる業務用加工食品について、表示すべき事項は、うなぎの原産地とする等の改正を行う。

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 うなぎ加工品（<u>業務用加工食品（加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）第2条に規定する業務用加工食品をいう。以下同じ。）を除き、容器に入れ、又は包装されたものに限る。</u>）<u>、うなぎ加工品の用に供する業務用加工食品及びうなぎ加工品の原材料となる業務用生鮮食品（生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第2条に規定する業務用生鮮食品をいう。以下同じ。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準及び生鮮食品品質表示基準に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この基準において、うなぎ加工品とは、うなぎ（ウナギ属に属するものをいう。）を開き、これを焼き若しくは蒸したもの又はこれにしょうゆ、みりん等の調味液を付けた後、焼いたもの（これらを細切したものを除く。）をいう。</p> <p><u>（うなぎ加工品の表示の方法）</u></p> <p>第3条 輸入品以外のうなぎ加工品の原材料名の表示に際しては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。）は、加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を、次の(1)及び(2)の順に、それぞれ(1)及び(2)に規定するところにより記載しなければならない。</p> <p>(1) 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ア うなぎにあっては、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>(ア) 「うなぎ」等とうなぎの名称をもって記載し、その名称の次に括弧を付して、原産地について、国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあっては、国産である旨に代えて生産（採捕を含む。）した水域の名称（以下「水域名」という。） ）、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を記載することができる。</p> <p>(イ) 輸入品にあっては、(ア)の規定にかかわらず、原産国名に水域名を併記することができる。</p> <p>イ うなぎ以外の原材料にあっては、「しょうゆ」、「みりん」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。</p> <p>(2) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。</p> <p><u>（うなぎ加工品の用に供する業務用加工食品の表示の方法）</u></p> <p>第4条 前条の規定は、うなぎ加工品の用に供する業務用加工食品について準用する。<u>この場合において、「第4条第1項第2号（エを除く。）」とあるのは「第4条の2第5項（第6号を除く。）」と、「ものから順」とあるのは「順がわかるよう」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 うなぎ加工品（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この基準において、うなぎ加工品とは、うなぎ（ウナギ属に属するものをいう。）を開き、これを焼き若しくは蒸したもの又はこれにしょうゆ、みりん等の調味液を付けた後、焼いたもの（これらを細切したものを除く。）をいう。</p> <p><u>（表示の方法）</u></p> <p>第3条 輸入品以外のうなぎ加工品の原材料名の表示に際しては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。）は、加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を、次の(1)及び(2)の順に、それぞれ(1)及び(2)に規定するところにより記載しなければならない。</p> <p>(1) 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ア うなぎにあっては、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>(ア) 「うなぎ」等とうなぎの名称をもって記載し、その名称の次に括弧を付して、原産地について、国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあっては、国産である旨に代えて生産（採捕を含む。）した水域の名称（以下「水域名」という。） ）、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を記載することができる。</p> <p>(イ) 輸入品にあっては、(ア)の規定にかかわらず、原産国名に水域名を併記することができる。</p> <p>イ うなぎ以外の原材料にあっては、「しょうゆ」、「みりん」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。</p> <p>(2) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。</p>